

議案第79号

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、市民の公共施設の使用において、各施設における使用条件の均衡と施設使用に係る市民負担の公平性を図ることを目的に使用料を改めるため、関係条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例

(北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第72号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

使用区分 室名	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1 時間につ き
	円	円	円	円	円
工作室	1,440	1,820	3,260	4,320	620
料理室	1,440	1,820	3,260	4,320	620
視聴覚室	1,350	1,720	3,070	4,100	580
展示室	240	320	560	880	100
展示コー ナー	300	400	700	1,100	130

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

施設使用料

使用区分 室名	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時～ 午後5時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
	円	円	円	円	円
大ホール	22,770	28,470	51,240	66,450	9,860
リハーサル 室	1,710	2,190	3,900	5,180	740
楽屋1	300	400	800	1,100	130
楽屋2	390	520	910	1,380	160

備考

- 1 大ホールを除き、営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、備考6の規定により入場料等を徴収する場合は除く。
- 2 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 5 大ホールの舞台のみ使用する場合は、1時間当たり5,700円とする。ただし、開館前又は閉館後に使用する場合は、1時間当たり7,400円とする。
- 6 使用者が入場料又はこれに準ずるもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。
- (1) 入場料等の最高額が1,000円未満の場合 使用料の50%の額
- (2) 入場料等の最高額が1,000円以上3,000円未満の場合 使用料の100%の額
- (3) 入場料等の最高額が3,000円以上の場合 使用料の200%の額

別表第2（第9条関係）

舞台照明設備使用料

使用区分 照明設備	午前9時～ 正午又は午 後6時～午 後9時	午後1時 ～午後5 時	午前9時～ 午後5時又 は午後1時 ～午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
	円	円	円	円	円
Aセット	5,670	6,900	12,570	16,390	2,450
Bセット	9,480	11,730	21,210	27,440	4,100
Cセット	15,180	18,980	34,160	44,360	6,570
Dセット	2,220	2,760	4,980	6,550	960

備考

- 1 舞台照明設備は、次のものを備える。
- ボーダーライト（第1及び第2）、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト（第1、第2及び第3）、ローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーメンタルライト、フットライト及び反響板天

板照明

2 表に定める各セットの内容は、次のとおりとする。

(1) Aセット（4設備）

ボーダーライト1列、シーリングライト、フロントサイドライト他1設備

(2) Bセット（8設備）

ボーダーライト2列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト2列他2設備

(3) Cセット（12設備）

ボーダーライト2列、シーリングライト、フロントサイドライト、サスペンションライト3列、ローアホリゾンライト、アッパーホリゾンライト、センターピンスポット、トーマンタルライト及びフットライト

(4) Dセット（1設備又は2設備）

ボーダーライト2列又は反響板天板照明

3 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

4 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。

5 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

6 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、次の各号に掲げる入場料等の額に応じ、当該各号に掲げる額を加算する。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 入場料等の最高額が 1, 0 0 0 円未満の場合 使用料の 5 0 %の額
- (2) 入場料等の最高額が 1, 0 0 0 円以上 3, 0 0 0 円未満の場合 使用料の 1 0 0 %の額
- (3) 入場料等の最高額が 3, 0 0 0 円以上の場合 使用料の 2 0 0 %の額

(北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 7 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

使用区分 室名	午前 9 時 ～正午又 は午後 6 時～午後 9 時	午後 1 時 ～午後 5 時	午前 9 時 ～午後 5 時又は午 後 1 時～ 午後 9 時	午前 9 時 ～午後 9 時	超過 1 時 間につき
	円	円	円	円	円
和室	1, 1 7 0	1, 5 2 0	2, 6 9 0	3, 9 0 0	5 0 0
小ホール	3, 0 9 0	3, 9 4 0	7, 0 3 0	9, 1 0 0	1, 3 3 0
会議室	1, 1 7 0	1, 5 2 0	2, 6 9 0	3, 9 0 0	5 0 0
研修室	1, 1 7 0	1, 5 2 0	2, 6 9 0	3, 9 0 0	5 0 0
ミーティ ング室	3 6 0	4 8 0	8 4 0	1, 3 2 0	1 5 0

備考

- 1 営利目的で使用する場合は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 2 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認める場合に限り、1 時間を限度として使用することができる。

この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。

4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第4条 北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第79号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

1 競技施設使用料

使用区分		午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
		午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで	
専用 使用	主競技場（アリーナ）		円		円	円
			南半面 2,100	南半面 2,440	南半面 910	
	多目的ホール		2,070		2,400	890
			2,070		2,400	890
	柔道場		2,070		2,400	890
	剣道場		2,070		2,400	890
	軽運動室		2,070		2,400	890
みんなのスポーツルーム		/		2,270	840	
個人	1回券	主競技場、多目的ホール、	大人	210	210	/

使用	柔道場、 剣道場、 軽運動 室	小人（ 小中学 生）	1 0 0	1 0 0	
		小学生 未満	無料	無料	
	みんな のスポ ーツル ーム	大人		2 1 0	
		小人（ 小学生）	無料		
		小学生 未満	無料		
回数 券	主競技 場、多 目的ホ ール、 柔道場、 剣道場、 軽運動 室	大人	2, 1 0 0		
		小人（ 小中学 生）	1, 0 0 0		
	みんな のスポ ーツル ーム	大人		2, 1 0 0	

備考

- 1 この表において「専用使用」とは、使用時間において競技施設を独占的に使用することをいう。
- 2 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用

する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

2 照明設備使用料及び冷暖房設備使用料

区分		1時間当たりの使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
主競技場（アリーナ）	照明設備	南半面 円 680	南半面 円 880
		北半面 円 680	北半面 円 880
	冷暖房設備	1,960	2,540

備考

- 1 照明設備使用料及び冷暖房設備使用料は、主競技場（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 午後9時から午後9時30分までの使用料は、「1時間当たりの使用料の額」の欄に定める額の2分の1の額とする。
- 3 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 4 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 附属設備使用料

区分	使用料の額	開館前又は閉館後の1時間
	円	円

舞台照明設備一式	4, 9 8 0	2, 1 5 0
電動移動観覧席	2, 5 6 0	1, 1 0 0
ピアノ	1, 6 8 0	7 2 0

備考

- 1 使用料は、競技施設の使用区分ごとに徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

4 会議室使用料

使用区分 室名	午前	午後1	午後2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
	午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで	
			円	円	円
小会議室			6 3 0	7 3 0	2 7 0
大会議室			9 9 0	1, 1 4 0	4 2 0
研修室			9 9 0	1, 1 5 0	4 2 0
和風 会議 室	南半面		1, 1 4 0	1, 3 3 0	4 9 0
	北半面		1, 1 4 0	1, 3 3 0	4 9 0

備考

- 1 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 開館前又は閉館後については、教育委員会が特に必要であると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上

げるものとする。

- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

第5条 北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第10条関係)

1 体育施設使用料

使用区分				午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は閉館後の1時間
				午前 9時から 正午まで	正午 から 午後 3時まで	午後 3時 から 午後 6時まで	午後 6時 から 午後 9時まで	
専用 使用	アリーナ		片面	円				円
			全面	3,090				1,330
	軽運動室			6,180				2,660
	柔剣道室			3,690				1,590
個人 使用	アリーナ	大人	1回券	300				
			回数券	3,000				
	軽運動室	小 人	1回券	100				
			回数券	1,000				
	小学生未満			無料				

備考

- 1 この表において「専用使用」とは、使用時間において体育施設を独占的に使用することをいう。
- 2 この表において「小学生未満」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校に就学する前の者、義務教育学校の前期課程に就学する前の者、特別支援学校の小学部に就学する前の者その他これらに類する者として市長が認めたものをいう。
- 3 この表において「小人」とは、学校教育法第1条に規定する小学校及び中学校に就学する者、義務教育学校に就学する者、中等教育学校の前期課程に就学する者、特別支援学校の小学部及び中学部に就学する者その他これらに類する者として市長が認めたものをいう。
- 4 この表において「大人」とは、小学生未満及び小人以外の者をいう。
- 5 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。
- 6 営利目的で専用使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 7 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認め、かつ、専用使用する場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 8 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者が専用使用する場合の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 体育施設（アリーナ）の附属設備使用料

区分	1時間当たりの使用料の額		開館前又は閉館後の1時間
照明設備	片面	円 680	円 880

	全面	1, 3 6 0	1, 7 6 0
冷暖房設備		2, 7 4 0	3, 5 6 0

備考

- 1 照明設備及び冷暖房設備の使用料は、体育施設（アリーナ）を専用使用する場合に限り徴収する。
- 2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 健康施設使用料

使用区分				月曜日から金曜日までは、午前9時15分から午後8時30分まで。日曜日及び土曜日並びに祝日は、午前10時15分から午後5時30分まで
個人 使用	健康サポ ートジム	16歳以 上	1回券	円 500
			回数券	5,000

備考 この表において「回数券」とは、1回券を11枚つづりにしたものをいう。

4 会議研修施設使用料

室名	使用区分	午前	午後 1	午後 2	夜間	開館前又は 閉館後の1 時間
		午前 9時 から 正午 まで	正午 から 午後 3時 まで	午後 3時 から 午後 6時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで	
1階会議室					円 900	円 390

研修室		1, 440	620
クッキングルーム		1, 200	520
2階会議室	半室	600	260
	全室	1, 200	520
ミーティング室	半室	720	310
	全室	1, 440	620

備考

- 1 営利目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍の額とする。
- 2 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「開館前又は閉館後の1時間」の欄に定める額とし、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市立学校照明設備使用料条例の一部を改正する条例)

第6条 北名古屋市立学校照明設備使用料条例（平成18年北名古屋市条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

区分	施設名	使用料
運動場照明設備	白木中学校	円
		6基点灯の場合 1時間につき 2, 620
		3基点灯の場合 1時間につき 1, 310
	天神中学校	1時間につき 2, 590

テニスコート照明設備	白木中学校 天神中学校	1面 1時間につき 330
体育館照明設備	師勝小学校 西春小学校 師勝南小学校 五条小学校 鴨田小学校 師勝北小学校 師勝東小学校 栗島小学校 師勝西小学校 白木小学校 師勝中学校 西春中学校 白木中学校 訓原中学校 熊野中学校 天神中学校	競技場（アリーナ） 1時間につき 330
武道場照明設備	師勝中学校 西春中学校 白木中学校 訓原中学校 熊野中学校 天神中学校	1時間につき 250

備考 使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。

（北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第93号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条、第14条関係）

使用区分 室名	午前9時 ～正午又 は午後6 時～午後 9時	午後1時 ～午後5 時	午前9時 ～午後5 時又は午 後1時～ 午後9時	午前9時～ 午後9時	超過1時 間につき
ふれあい健康 ルーム	円 3,930	円 5,240	円 9,170	円 14,410	円 1,700
休養室	1,350	1,800	3,150	4,950	580
栄養指導室	1,440	1,920	3,360	5,280	620
ボランティア 会議室	1,380	1,840	3,220	5,060	580
ボランティア 会議室1	690	920	1,610	2,530	290
ボランティア 会議室2	690	920	1,610	2,530	290
研修室	810	1,080	1,890	2,970	350
青空テラス	無料	無料	無料	無料	無料

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 開館前又は閉館後については、市長が特に必要があると認める場合に限り、1時間を限度として使用することができる。この場合の使用料は、「超過1時間につき」の欄に定める額とする。
- 3 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例（平成1

8年北名古屋市条例第94号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第5条、第10条関係)

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後6時～午後9時	午後1時～午後5時	午前9時～午後5時又は午後1時～午後9時	午前9時～午後9時	超過1時間につき
多目的ホール	円 1,860	円 2,480	円 4,340	円 6,820	円 800

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例(平成18年北名古屋市条例第110号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

さかえ荘

使用区分 室名	午前9時～正午又は午後1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
大広間	円 1,080	円 2,160	円 460
集会室	780	1,560	330
会議室	630	1,260	270

休養室	390	780	160
茶室	390	780	160

さくら荘

室名 \ 使用区分	午前9時～正午又は午後1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
	円	円	円
大広間	1,080	2,160	460
集会室	780	1,560	330
会議室	780	1,560	330
休養室	390	780	160
茶室	390	780	160

ふたば荘

室名 \ 使用区分	午前9時～正午又は午後1時～午後4時	午前9時～午後4時	超過1時間につき
	円	円	円
大広間	930	1,860	400
集会室	930	1,860	400
会議室	990	1,980	420
休養室	390	780	160
茶室	390	780	160

備考

- 1 超過時間は、1時間を限度とし、「超過1時間につき」の欄の使用料の算定について、1時間未満の使用であっても1時間に切り上げるものとする。
- 2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の1.2倍の額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市文化会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市体育館の設置及び管理に関する条例、北名古屋市健康ドームの設置及び管理に関する条例、北名古屋市立学校照明設備使用料条例、北名古屋市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、北名古屋市陽だまりハウスの設置及び管理に関する条例及び北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 3 改正後の条例の規定に基づく申請その他の準備行為は、施行日前においても、行うことができる。